

第 55 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日 時	平成 3 0 年 9 月 2 7 日 (木)
	午後 1 時 0 0 分
場 所	大阪市役所 屋上階 (P 1) 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第55回）

1. 開催日時 平成30年9月27日（木）午後1時00分～午後3時00分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）共通会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長	橋	爪	紳	也
委員長代理	嘉	名	光	市
委員	阿	部	昌	樹
	加	我	宏	之
	中	嶋	節	子
	橋	寺	知	子
	松	岡		聡

(2) 府側 三崎 建築指導室建築企画課長

(3) 市側 牧田 建設局総務部路政課長代理

西川 建設局企画部長

合田 建設局公園緑化部長

水田 都市整備局

まちづくり事業担当部長

美濃出 港湾局営業推進室長

事務局（都市計画局） 高橋 都市計画局長

寺本 計画部長

泉 計画部都市景観担当課長

松崎 計画部都市景観担当課長代理

柿木 計画部都市計画課担当係長

大中 計画部都市計画課担当係員

4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 眺望景観・夜間景観のあり方について（中間報告）
 - (2) その他
- 3 閉 会

〔配付資料〕

議題（1）関係

- ・資料1 眺望景観のあり方について（中間とりまとめ（素案））
参考資料1 眺望景観のあり方について（検討資料） ※
- ・資料2 夜間景観のあり方について（中間とりまとめ（素案））
参考資料2 夜間景観のあり方について（検討資料） ※
- ・資料3 景観読本 第I章 Ver.1.1（案） ※
参考資料3 主要な視点場の設定の考え方（ベイエリア） ※一部

議題（2）関係

- ・資料4 各部会の開催状況
- ・資料5 都市景観資源の登録・解除について
- ・資料6 景観読本 第V章 Ver.1.1（案） ※
- ・資料7 メディアファサードへの対応について ※

（※）委員限り資料

5. 議事の概要

○事務局（松崎）

それでは、ただいまより第55回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理の松崎です。よろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の妨げにならないよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中、現時点で6名の方に出席をいただいております。松岡委員につきましては、少し遅れて出席いただけるとご連絡いただいております。

す。なお、岡田委員、加賀委員、長町委員、山納委員につきましては、本日は都合が合わずご欠席となっております。

それでは、本委員会の開会にあたりまして、都市計画局長の高橋より一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局（高橋）

ただいま紹介いただきました局長の高橋です。

まず、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日の委員会では、昨年度から新たに検討を開始しました眺望景観、夜間景観のあり方につきまして中間報告をさせていただき、活発なご審議をお願いしたいと思っております。また、ベイエリアについては、ご存じのとおり夢洲におきましてIRあるいは万博の話が進んでおります。特に万博につきましては、この11月23日に2025年の開催都市が決定してまいりますし、IRにつきましては、この6月にIR実施法が可決されたので、早ければ2024年頃には一部開業の見通しとなってまいりますので、夢洲を中心にしまして、ベイエリアが大きく変わってくるタイミングと思っております。後ほど事務局から説明があると思いますが、どこから見た、どんな景観を守っていくのか、また新たにどんな景観を作っていくのかといった、眺望の観点からご意見を頂戴したいと思います。大阪のアイコンとなるようなベイエリアの景観を、ぜひとも皆様のお力で作っていただけたらと思っております。シンガポールや香港に負けないような夜間景観づくり、眺望景観づくりに、ぜひとも先生方のお力をお借りできたらと思っております。

また、今後は引き続き中之島や大阪城公園周辺につきましてもご審議いただきたいと思います。中之島につきましては、2021年に新美術館が、それと少し前後しますが、中之島4丁目では隣接して未来医療国際拠点を整備したいと思っております。

また、大阪城公園周辺では、京橋や森之宮、あるいは法円坂で様々な開発が計画されておりますので、それらも含めまして、引き続き委員の皆様方のご意見をいただきながら大阪の景観づくりを進めていきたいと思っております。

本日は、後半では都市景観資源の発掘、活用、またデザイン審査、新たな方策の検討など多岐にわたり調査・審議いただくこととなりますが、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い

いたします。

○事務局（松崎）

それでは、議事に入ります前に配付資料のご確認をお願いいたします。

まず、お手元の資料の一番上に議事次第を置かせていただいております。次に出席者リスト、配席図となっております、以降、資料が続いております。議題ごとにクリップ留めしております。

まず議題（１）関係としまして、資料１の眺望景観のあり方についての（中間とりまとめ（素案））と参考資料１の眺望景観のあり方について（検討資料）、資料２の夜間景観のあり方について（中間とりまとめ（素案））と参考資料２の夜間景観のあり方について（検討資料）、資料３の景観読本第Ⅰ章（案）と参考資料３の主要な視点場の設定の考え方（ベイエリア）が議題（１）の資料になっております。

次に議題（２）の関係としまして、資料４の各部会の開催状況、資料５の都市景観資源の登録・解除について、資料６の景観読本第Ⅴ章（案）、資料７のメディアファサードへの対応についてが議題（２）の資料になっております。

そのほか、卓上に水色のファイル、都市景観委員会資料綴りを置かせていただいております。

配付している資料は以上であります。不足等はありませんでしょうか。

なお、資料３、資料６、資料７ならびに参考資料１、参考資料２、参考資料３の一部につきましては、委員限り資料とし、傍聴の方には配付しておりませんのでご了承願います。

それでは、これからの議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○橋爪委員長

本日の委員会では、眺望景観、夜間景観のあり方の中間報告ということで、昨年より景観形成推進方策検討部会で検討を進めてまいりました内容につきまして、経過報告をいたします。加えて、今後の施策展開の方向性について確認してまいりたいと思います。

また、議題の２つ目では都市景観資源検討部会、デザイン部会で検討審議いただいております内容に関しまして報告いただきたいと思います。他部会の状況についても、委員会で情報共有、意見交換することで、今後の各部会の検討審議を有意義なものにしてまいりたいと考えておりますので、活発な審議をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、当委員会につきましては、運営要綱第3条第3項の規定により、議事録署名委員を指名してお願いすることになっております。今回は阿部委員と加我委員のお二人にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）眺望景観・夜間景観のあり方について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（泉）

都市景観担当課長の泉です。

昨年度より、景観形成推進方策検討部会で現地調査を含め5回ほど検討を重ねております内容につきまして、本日は中間報告させていただきます。

今年度末の委員会では、眺望景観・夜間景観のあり方について、中間とりまとめを行いたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。

眺望景観のあり方について、この間、ご議論いただきました内容をとりまとめております。表紙の裏面に目次があります。第1章に大阪市の眺望景観の現状、第2章に大阪市の眺望景観形成の基本的な考え方、第3章に今後の眺望景観施策の展開の方向性、第4章に大阪らしい眺望景観施策の展開に向けて、配慮すべき内容を盛り込んでおります。

10ページにはこれまでの検討経過をまとめております。

平成28年に都市景観委員会より今後の景観施策のあり方について答申いただき、平成29年に景観計画の変更を行いました。その際、具体的な方策などの反映ができていなかった眺望景観について、平成29年11月に開催した第1回景観形成推進方策検討部会以降、大阪市において眺望景観を形成する意義、ねらい、眺望特性、施策展開の対象となるエリアなどを中心にご検討いただいております。

A3版資料、参考資料1をご覧ください。

資料1の眺望景観のあり方の中間とりまとめを作成するにあたってご検討いただいた内容であります。本日はこちらを中心にご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。表紙の裏面になります。

眺望景観施策検討の背景としまして、これまでの眺望景観に関連する施策の経緯などを整理しております。1ページ右側にありますように、大阪市では、戦前の昭和9年に御堂筋沿道や中之島などのエリアを都市計画法に基づく美観地区に指定したことが景観形成に

関わる施策導入の始まりとなっております。平成18年の景観計画の策定、平成26年の御堂筋沿道建築物のデザイン誘導制度の策定を経て、現在は平成29年に変更した景観計画などに基づき景観施策を展開しております。

2ページから4ページは、これまでの主な施策の概要をとりまとめております。

5ページをご覧ください。

眺望景観の現状と特性としまして、大阪市の眺望景観は、都心部の幹線道路沿道や河川沿川における景観形成の取り組みにより、現在の眺望景観が形成されております。その特徴は、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの3つ眺望景観が典型的なタイプとなっております。

1点目、見渡す眺めとは、高層ビルなどからの広範囲の俯瞰や水辺や公園などの空間越しに一定の範囲を見渡す眺望景観で、高所の視点場や空間越しの視点場があることが成立要件となります。

6ページをご覧ください。

2点目、見通す眺めとは、幹線道路や河川などの軸的な空間に沿って市街地を線的に見通す眺望景観で、視線を誘導する線的な空間と、それに面する市街地があることが成立要件となります。

3点目、ランドマークへの眺めとは、特徴的な建物や橋梁などの単体施設を視対象とした景観で、一定の距離から象徴的にランドマークを望むことができる視点場があることが成立要件となります。これらの眺望景観を踏まえ、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる取り組みや地域のにぎわいを創出する取り組みなど、眺望景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な眺望景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められております。

7ページをご覧ください。

資料右側の表には、眺望景観としての景観構造を有するエリアの一覧を示しております。

8ページをご覧ください。

施策効果・誘導効率が高いエリアを抽出しております。抽出にあたりましては、人が集まるにぎわいの拠点であり、かつ、今後の開発動向や地域におけるまちづくりの取り組みがあることに着目し、右側の表の赤枠で囲んでおります6つのエリアを施策効果・誘導効率の高いエリアとして抽出しております。

なお、1 ページから 8 ページの内容につきましては、先ほどの資料 1 の 1 ページから 4 ページの第 1 章に反映させております。

9 ページをご覧ください。

眺望景観形成の意義と目標は、これまでの経緯や現状を踏まえると、本市における景観形成の意義と目標と同じであるため、同様の内容としております。

10 ページをご覧ください。

大阪らしい 3 つの眺望景観のタイプである見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めを踏まえながら、大阪らしい眺望景観を形成していくための基本方針を示しております。10 ページ右上にありますように、眺望景観の基本方針は、都市のイメージを高める印象的な顔づくり、景観資源を活用した地域のにぎわいづくり、景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成を市民や事業者との協働により推進していくことを眺望景観形成の基本方針としております。

11 ページをご覧ください。

眺望景観形成の取り組みの方向性です。資料左側にお示ししますように、眺望景観の基本方針を踏まえ、地域の眺望特性をいかした建築物等の誘導、地域との協働による眺望づくりの推進を進めてまいります。また、これらの取り組みを効果的に推進していくために、景観に関する市民や事業者の意識の啓発、様々な専門家等と連携した推進体制づくり、眺望景観形成に関わる他分野の施策との連携を行います。なお、眺望景観の施策展開にあたりましては、観光、屋外広告物指導、公共施設整備などの担当部局が実施する眺望景観との関連が深い施策と効果的に連携するなど、総合的な取り組みを進めてまいります。

なお、9 ページから 11 ページの内容につきましては、資料 1 の 5 ページ、6 ページ、第 2 章の大阪市の眺望景観形成の基本的な考え方に反映しております。

12 ページをご覧ください。

眺望景観施策の展開にあたっては、主要な視点場・視対象を明示するとともに景観計画との連動を軸としながら、景観読本等で補完し、他分野の施策との連携により強化することで、建築物等の誘導と地域主導のまちづくりによる眺望づくりの推進を図ってまいります。12 ページ右側以降は具体的な誘導方策や施策の充実の考え方をとりまとめております。建築物等の誘導にあたりましては、景観計画の景観形成方針や基準等を詳細化するなど景観計画の充実を図ってまいります。また、景観形成方針や基準等につきまして、市民

や事業者に分かりやすく解説するため、景観の特徴、留意点や視点場を追加することにより景観読本の充実を図ってまいります。屋外広告物の規制誘導にあたりましても、広告物が眺望景観において阻害要因とならないよう、必要に応じて景観形成基準等を詳細化するなど景観計画の充実を図ります。公共空間の景観形成にあたりましては、景観計画に基づく景観重要公共施設に指定し、公共空間における眺望への配慮基準を設けるなど、眺望景観の保全を図ります。景観上重要な建造物の保全にあたりましては、都市景観資源検討部会にて検討しておりますが、地域の景観上重要な建造物について、景観法に基づく制度を活用し、地域景観の核として保全・継承を図ってまいります。大規模な面的整備に合わせた景観誘導につきましては、計画の初期の段階で眺望景観の形成の観点も踏まえた検討書の作成を求めることで、効果的な眺望景観の誘導を図ってまいります。地域との協働による眺望づくりの推進にあたりましては、地域景観づくり協定制度を活用するなど、地域の個性ある眺望景観形成に向けた自主的なルールづくりなどを支援してまいります。

13ページをご覧ください。

景観に関する市民や事業者の意識の啓発にあたりましては、景観形成の担い手である市民や事業者の景観に対する意識を高めていくため、様々な機会を捉えて啓発を行います。3番目の様々な専門家等と連携した効果的な施策展開にあたりましては、大阪市都市景観委員会、主にデザイン部会において専門家である委員の皆様から助言を賜りながら眺望景観の形成を効果的に実施・運用してまいります。

なお、12ページからこれまでの内容は、資料1の7ページ、8ページの第3章、今後の眺望景観施策の展開の方向性に反映しております。

続いて、資料1の9ページにあります第4章大阪らしい眺望景観施策の展開に向けては、参考資料1の13ページの右側の部分の内容を反映しております。合わせてご覧ください。

眺望景観施策の展開に向けて3点配慮すべき事項があります。1点目が市民や事業者にとって分かりやすい施策体系とすること。2点目が景観施策の戦略的な展開と進捗管理です。具体的には、眺望景観施策の展開にあたりましては、他施策の取り組みや今後の開発動向などを考慮して効果的に施策を実施することが重要です。このことから、まずは契機をいかし検討するエリアとしまして、観光・にぎわいの拠点であり、都市の魅力向上に資するエリアや他施策による取り組みがあるエリアである大阪城公園周辺を、また、多様な眺望タイプを有するエリアとしまして、眺望景観の典型的なタイプとした見渡す眺め、見

通す眺め、ランドマークへの眺めの全ての眺望タイプを有するエリアである中之島を先行検討エリアに選定し検討することとし、先行検討エリアにおける検討内容や成功事例は、他の施策効果・誘導効率の高いエリアにフィードバックし、具体的な取り組みについて検証の上、次なる施策展開につなげ、適切な進捗管理を行っていくことが重要になります。最後に、3点目が地域主導の景観まちづくりとの協働を進めていくことであります。これらの3点を踏まえながら眺望景観施策を展開してまいります。

続きまして、資料2をご覧ください。

夜間景観のあり方についても、この間、眺望景観とともにご議論いただきました内容をとりまとめております。眺望景観同様、4章構成としております。

A3資料、参考資料2をご覧ください。

資料2の夜間景観のあり方の中間とりまとめを作成するにあたってご検討いただいた内容であります。

1ページをご覧ください。表紙の裏面になります。

夜間景観施策検討の背景としまして、大阪市における夜景の誕生から現在までを整理しております。

2ページにありますように、明治20年に大阪電灯株式会社が設立され、その後の普及により夜景が誕生しました。明治36年には、図3にありますように第5回内国勸業博覧会において、日本最初のイルミネーションが大阪で実現しました。昭和初期には、2ページの右下の図7にあるように、大阪市内各所に光の名所が誕生しました。このように明治から昭和にかけて、大阪は日本を先導する光のまちづくりの実践の場となっております。

3ページをご覧ください。

夜間景観形成に関わる大阪市の施策導入としましては、昭和58年に策定したライトアップ大阪計画により、中央公会堂や橋梁のライトアップを始め、様々な取り組みを進めてまいりました。現在は、大阪光のまちづくり2020構想に基づき、官民協働による光のまちづくりを推進しております。

4ページをご覧ください。

夜間景観の現状と特性を記載しております。大阪市の夜間景観は、全国に先駆けた新しい試みにより誕生し、官民協働による取り組みにより形成されております。その特徴は、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの4つの夜間景観が典型的な

タイプとなっております。1点目、俯瞰するあかりとは、市街地のあかりを高所から中・遠景で広域に捉える夜間景観であり、高所に視点場があることが成立要件となります。2点目、水辺のあかりとは、水際での水面に映るあかりとともに捉える夜間景観であり、水際の市街地とそれを望む水辺の視点場があることが成立要件となります。

5ページをご覧ください。

3点目、境界のあかりとは、照明により演出された一定の地区や通りにおける夜間景観で、通りや地区における演出の取り組みが成立要件となっております。資料右側、4点目の個のあかりとは、照明により演出されたランドマークなどの単体施設の夜間景観であり、ランドマークとなる施設での取り組みが成立要件となっております。これらの夜間景観の特徴を踏まえ、都市のイメージを高める印象的な顔をつくる取り組みや個性を際立たせた夜間のにぎわいを高める取り組みなど、夜間景観を意識した景観誘導の取り組みを進めることにより、将来にわたって良好な夜間景観を維持し、より魅力的なものにしていくことが求められます。

6ページをご覧ください。

資料右側の表には、夜間景観としての景観構造を有するエリアの一覧を示しております。

7ページをご覧ください。

眺望景観と同様の手法により、右側の表の赤枠で囲んでいる8つのエリアを施策効果・誘導効率の高いエリアとして抽出しております。

8ページをご覧ください。

夜間景観形成の意義と目標につきましても、眺望景観同様、本市における景観形成の意義と目標と同じ内容としております。

9ページをご覧ください。

大阪らしい4つの夜間景観のタイプである、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりを踏まえながら、大阪らしい夜間景観を形成していくための基本方針を示しております。9ページの右上にありますように、都市のイメージを高め印象的な顔づくり、個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり、安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくりを市民や事業者との協働により推進していくことを夜間景観形成の基本方針としております。

10ページをご覧ください。

夜間景観形成の取り組みの方向性であります。資料左側にお示しするように、夜間景観の基本方針を踏まえ、地域の夜間特性をいかした建築物等の誘導、地域との協働による夜景づくりの推進を進めます。また、これらの取り組みを効果的に推進していくために景観に関する市民や事業者の意識の啓発、様々な専門家等と連携した推進体制づくり、夜間景観形成に関わる他分野の施策との連携を行います。

11ページをご覧ください。

夜間景観施策の展開にあたりましては、主要な視点場・視対象を明示するとともに、景観計画との連動を軸としながら、景観読本等で補完し、また他分野との施策との連携により強化することで、建築物等の誘導と地域主導のまちづくりによる夜景づくりの推進を図ってまいります。11ページ右側に具体的な誘導方策や施策の充実の考え方をとりまとめております。建築物等の誘導では、地域の特性に応じた夜間景観の形成を誘導できるよう、景観計画の景観形成方針や基準等を詳細化するなど景観計画の充実を図ってまいります。また、景観形成方針や基準等について、市民や事業者に分かりやすく解説するため、光による景観づくりの考え方やライトアップの方法など、景観読本等の充実を図ってまいります。屋外広告物の規制誘導では、夜間に際立つ広告物が夜間景観の形成において阻害要因とならないよう、国や他都市の動向も踏まえながら、景観計画の充実を図ってまいります。公共空間の景観の形成では、道路や公園等の公共空間の照明灯について、地域性に応じた色温度の基準等を示すことで公民連携による夜間景観の形成を図ってまいります。大規模な面的整備に合わせた景観誘導にあたりましても、計画の初期段階で夜間景観の形成の観点も踏まえた大規模面的整備検討書の作成を求めることで、効果的な夜間景観の誘導を図ってまいります。新たな技術への対応では、メディアファサード、プロジェクションマッピング、デジタルサイネージも含めた新しい技術への対応について、デザイン部会での議論も踏まえながら検討を進めてまいります。

12ページをご覧ください。

続いて、地域との協働による夜景づくりの推進であります。夜間照明は、建築物等の新築後も刻々として変化するため、行政の景観誘導には限界があり、そのため地域景観づくり協定制度を活用するなど地域の個性ある夜間景観形成に向けた自主的なルールづくりなどを支援してまいります。景観に関する市民や事業者の意識の啓発では、景観形成の担い手であり市民や事業者の景観に対する意識を高めていくため、夜間景観の情報発信、都市景観資源の活用など、さまざまな機会を捉えて啓発を行います。様々な専門家等と連

携した効果的な施策の展開では、大阪市都市景観委員会、主にデザイン部会において専門家である委員の皆様から助言を賜りながら、夜間景観の形成を効果的に実施・運用してまいります。また、光のまちづくり推進委員会で作成した技術指針を活用するなど、建築物の効果的な照明方法や、不快な光をつくらない方法を市民や事業者に示し、魅力的な夜間景観の形成を推進してまいります。

12ページの右側をごらんください。

夜間景観の施策展開に向けて、3点配慮すべき事項があります。1点目が、市民や事業者にとって分かりやすい施策体系とすること。2点目が景観施策の戦略的な展開と進捗管理であります。具体的には、夜間景観施策の展開にあたりましては、まずは契機をいかし検討するエリアとして、観光・にぎわいの拠点であり都市の魅力向上に資するエリアや他施策による取り組みがあるエリアで光のまちづくり推進委員会の取り組みがあるエリアであるベイエリアを、また、多様な夜景タイプを有するエリアとしまして、夜間景観の典型的なタイプとした俯瞰するあかり・水辺のあかり・境界のあかり・個のあかりの全ての夜景のタイプを有するエリアである中之島を先行検討エリアに選定し検討することとし、先行検討エリアにおける検討内容や成功事例は、他の施策効果・誘導効率の高いエリアにフィードバックし、具体的な取り組みについて検証の上、次なる施策展開につなげ、適切な進捗管理を行っていくこと。最後に3点目としまして、地域主導の景観まちづくりとの協働を進めていくこととあります。これらの3点を踏まえながら、夜間景観施策を展開してまいります。

続きまして、参考資料3をご覧ください。

この間、ベイエリアにおける主要な視点場の設定の考え方を先行的に検討してまいりました。1ページ左側にはベイエリアの現況と特性を記載しております。大阪の現在の臨海部は、商都大阪の命脈は港にありとする市民の声を受け、明治以降に形成されたものであり、大阪港ならではの景観が形成されるとともに、多様な表情をもつ海辺のまちなみが生み出されております。

1ページ右側に、主要な景観資源をお示ししております。港大橋から南港オズ岸壁と大阪南港フェリーターミナルまで、丸のついている8件は大阪市の都市景観資源に登録しております。また、下3つ夕陽、天保山大橋、夢舞大橋の3件をベイエリアにおける重要な景観資源として抽出しております。

2ページをご覧ください。

主要な視点場の設定にあたりまして留意すべき景観特性を4点上げております。1点目は、対岸から望む特徴的なスカイラインであります。写真は築港・天保山にある3ページの地図の視点場③ダイヤモンドポイントから見たコスモスクエアで、南南西に伸びている赤い矢印の方向に撮影したものであります。入り組んだ海岸線を有するベイエリアにおいては、海辺のまちなみや景観資源を対岸から望むことができる視点場が多数あり、大規模で個性的な建築物などの特徴的なスカイラインを望むことができ、特に夜間においては、まちなみが水面に映えるとともに、まとまった灯りが浮かび上がる印象的な景観の演出が可能であります。2点目は、高所からの望む海岸線と大規模な建造物が織りなす俯瞰景であります。写真は、コスモスクエアにある3ページの地図の視点場⑩大阪府咲洲庁舎展望台から見た築港・天保山で、海岸線と大規模な建造物による奥行きを感じさせる大景観を望むことができます。3点目は、港を感じさせる特徴的な景観資源であります。写真は、3ページの地図の視点場⑦赤レンガ倉庫横広場で、近景においては、一般の市街地とは異なるスケール感や港を感じさせるデザインの建築物等、地域の海運や港にまつわる個別資源が景観を特徴づけております。最後に4点目は、航路の船上から見たシークエンス景観であります。写真は、3ページの地図の視点場⑬船上から見た築港・天保山であります。航路上の船上からは、船の移動とともに水面に浮かぶ市街地が視界の両側に連続的に変化するシークエンス景観を望むことができ、海の玄関口としてゲート性を感じさせる景観の演出ができます。

主要な視点場の設定にあたりましては、人々が集い、見渡せる、見通せる場所である公共空間から選定し、建築物等の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を目的とする視点場に分けて整理しております。建築物等の誘導を図る主要な視点場においては、大型のクルーズ船などの船上から見る海辺の眺めや水面越しに見る対岸のまちなみを中遠景に望む視点場を設定し、海の玄関口を印象づける景観形成を図るため建築物等を誘導してまいります。なお、視点場から中遠景に捉える景観資源がある場合は、それらの見え方についても配慮を求め、港らしい大スケールなパノラマ景観の形成を目指してまいります。また、普及啓発を図る主要な視点場では、都心部や一般の市街地とは異なる大スケールなパノラマ景観を形成する港らしい大規模な橋梁や港湾構造物などの眺めや特徴的な景観資源となっている夕陽を見るフォトジェニックな視点場を設定し、多様な表情をもつ海辺の魅力を情報発信します。

2ページの右下の表にありますように、13の視点場、うち建築物等の誘導を図る視点

場を7地点、普及啓発を図る主要な視点場として12地点を抽出しております。

3ページに主要な視点場の位置図を示しております。

続いて、5ページをご覧ください。

5ページ以降は、それぞれの視点場における景観形成の方向性などを整理しております。例えば、5ページの1番上、視点場②夢洲シーサイドプロムナードでは、建築物等の誘導を図る対象エリアとしまして夢洲をあげております。配慮すべき景観資源は、夕陽、夢舞大橋となります。景観の特性としまして、海面越しに望む大規模な工作物や西の海に沈む夕陽は、大阪の海の玄関口にふさわしい大スケールなパノラマ景観を形成しております。景観形成の方向性につきましては4点上げております。特徴的なスカイラインより、夢洲全体が大阪の新たなランドマークとなる景観を形成すること、水辺に調和するとともに統一感あるまちなみを形成すること、夢舞大橋と調和した海辺らしいまちなみを形成すること、夢洲が海面に浮かぶにぎわいの拠点となるよう水辺をいかした景観を形成することとあります。

資料3をご覧ください。

更新する景観読本の案であります。先に参考資料3を用いて説明しましたベイエリアの主要な視点場の設定の考え方を踏まえ、景観読本の建築物・工作物の景観形成のベイエリアに関連するページの内容の充実を図ります。資料3の1ページに景観形成の手順の記載がありますが、ステップ1の景観特性を読み解くに記載する着目点を充実しております。具体的には、着目点4の特徴的な景観のあるエリアにつきまして、8ページの臨海部の例の充実を図っております。舞洲、夢洲のエリアを新たに追加するとともに、コスモスクエア及び築港・天保山の内容につきましても、眺望景観の観点などからの充実を図っております。さらに10ページには着目点5として主要な視点場を新たに盛り込み、建築物等の誘導を図る主要な視点場を7地点示すとともにエリア別に配慮すべき主要な景観資源を示しております。

事務局からの説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

事務局から説明ありましたように、眺望景観及び夜間景観のあり方につきまして、部会で検討しながら、今後の取り組みの方向性までを今年度末に委員会で中間とりまとめを行うということとあります。また、眺望景観と夜間景観は相互に関わりますが、視点場や配

慮すべき景観資源などについて景観読本の第1章の充実も図っていくということであり
ます。本日は、先行検討エリアの1つでありますベイエリアに関しまして案を示してい
ただいているところでもあります。景観読本に関しましては、今後手続きを経てホームペ
ージにて掲載されるということなので、分かりやすさなどアドバイスをいただければと思
いますので、よろしくお願いいたします。

では、委員の皆様からご質問、ご意見などありましたらお願いしたいと思
います。当該部会委員の方からは後ほどご意見いただくということとし、当該部会委員以外の先生方、
橋寺委員、松岡委員、中嶋委員ご意見いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○中嶋委員

眺望景観についてお伺いしたいのですが、眺望景観も視点場は考えていると思
いますが、視点場を整備していくという書き込みはどれだけあるのか、これは夜間景観とも共通
しますが、見る対象だけでなく、見る場所をより充実させるということをもう少し全
面に出してもいいのではないかと思います。

○橋爪委員長

事務局よろしくお願いいたします。

○事務局（泉）

夜間景観も眺望景観もですが、視点場をどのように整備していくかは我々も非常に重要
な課題だと思っております、どのようなアプローチがあるのかも含めて、部会でもご議論
いただきながら、今後さらに検討してまいりたいと思っております。

○中嶋委員

今回は、そこまで書き込んでいないが、将来的な課題として捉えている。

○事務局（泉）

いろんな施策とも連携しながら、整備する側のメリットも含めて何ができるかとい
うことを考えております。

○中嶋委員

分かりました。

○橋寺委員

視点場についての書き込みはこれからとのことだったので、その後になると思
いますが、眺望景観で視点場となると、その視点場から何かを見る、何かが見えるのを妨げない
ように建築物を規制するというだけでなく、美しく整えていくという以上に、見え

ることを保全していくことは意識されているのでしょうか。

○事務局（泉）

参考資料1の12ページをご覧ください。

12ページ右側に、例えば建築物等の誘導としては、視点場から視対象を見たときにどのような物が見えるか、また周辺の景観資源など配慮すべきものがどう見えているかなどについて、大規模な面的整備に合わせた景観誘導などでは具体的に配慮すべき視点場と視対象を設定し、フォトモンタージュやシミュレーションを作成しながら、眺望景観の観点も踏まえより詳しく検討いただくこととするとともに、先ほどお示ししたベイエリアのように視点場や視対象を明示することで、建築物の建築にあたってはここからの見え方が非常に大事であるということを示しながら、眺望景観や夜間景観に配慮した誘導を図ってまいりたいと思っております。

その他、視点場や守りたい景観についてはしっかりと普及啓発を行い、市民にも愛着を持ってもらい、景観がより守られるような雰囲気づくりも非常に重要だと思っておりますので、普及啓発にも力を入れてまいりたいと思っております。

○橋寺委員

ベイエリアなどではダイナミックな風景であり、建築物も大規模なものになるため、都心とはだいぶ違うと思われるので、エリアごとにやらなければならないことは変わるのではないかという感想を持ちました。

少し細かいことになるかもしれませんが、夜間景観で、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりという4つのタイプが上がっていますが、大阪における俯瞰するあかりはビルやタワーなどからの俯瞰を考えているのでしょうか。神戸では山からの夜間景観が有名であるが、大阪らしいで考えると、大阪は割とフラットな地形であるため、地形的に高いところからというのは本当に限られているので、大阪らしさというと、人工物からの俯瞰というのが特徴的な気がしました。

○事務局（泉）

大阪は地形的に高低差が大きいので、先ほどもご意見いただきましたように、俯瞰するあかりをどのように創出していくか、視点場の整備も含めて大阪らしい施策ができないかというのは非常に大きな検討課題と思っております。

○橋寺委員

誘導としては景観読本などで書き込めばいいですが、単語やキーワードとして使うもの

が、その特徴をよく表すようなキーワードであればいいのではという感想を持ちました。

○松岡委員

いろいろな方がいろいろなおもしろい場所を見つけて写真を撮り、それが人気となり視点場と呼ばれるのかもしれないですが、今後それらの意外な視点場が見つかった時に、それをどれくらい確認してどのように我々が拾っていく必要があるのか、さらに広報していくのか、それが1点目です。

フォトジェニックという言葉もありましたが、フォトジェニックな写真というのがまずどのようなものなのか。水面に映るスカイラインが見えるといっても、そのスカイラインが本当にフォトジェニックなのか、フォトジェニックな写真というものをもう一度確認した上で、どのような写真を撮りたいと感じているのかという視点も重要であると思います。フォトジェニックな写真というものを少し分析し、皆さんが撮りたいと感じている写真に対する感度を少し高めたほうがいいのではと思いました。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では、当該部会委員からもご意見あればと思いますが、いかがでしょうか。

○嘉名委員

これまでは景観計画をベースに建築物を届出いただくという、新しい建築物に対してどうするかというのが景観形成の基本的な考え方であった。ところが、それだけではなく、さらに積極的に景観形成をしていくとしたときに、ある程度テーマを持っていたほうが良く、これまでも美観誘導など行っており、それをさらに伸ばしていくということで、その第一歩として眺望景観と夜間景観というのが取り上げられたということだと思います。そう考えると、皆さんおっしゃったように、届出として出てくる建築物だけを扱うという範疇ではいよいよ難しくなり、それらについてどのような働きかけや手法があるのかを検討することが必要であると思います。

一方で届出により建築物を誘導することは、比較的ツールとしては充実しているが、それ以外のところは関係部局の協力もいただかなければならないという形になるかと思えますので、このあたりはこれからの課題であると思います。ただ、一方で、例えば御堂筋であれば、緩速車道が無くなったりあるいは沿道のビルが建て替わったり、またベイエリアでもIRなどで今後新規整備が予想されるときに、うまく呼応すれば景観形成というのはある程度可能性があると思うので、このあたりをうまくこれからの整備と結びつけていく

ということが重要と考えています。

○阿部委員

既にいろんなものがある既存市街地とベイエリアというのは発想が違ってくると思います。何も無いところに新たに作っていくのですから、現にあるものは是とせざるを得ないということがないから自由度があり、創造性が発揮できる場所であるので、ここに関してはかなり計画性を持って進めていく必要があると思います。既存の市街地については、建て替えに対してどのようにそれを律していくかというぐらいしかおそらくできないことで、それに関してもいろんな意見が出ていましたが、視点場と視対象の間だけではなく、その視対象がランドマークであればランドマークを視点場から見て、ランドマークの背景に何があるかも非常に大きな問題になってきます。そうすると非常に広い範囲で、視点場から視対象の見え方というものをシミュレーションした上で誘導や指導を行っていくことがこれから必要になってくると思います。

先ほどのフォトジェニックの話ですが、特に若い人がInstagramなどで上げる写真ではおそらく我々の想像を超えたような写真に人気があったりする。これが今の若い人が見ている大阪のフォトジェニックな風景であるということをごとまで取り入れるのかというのは、部会のほうでも議論できていなかった。実際に人々は何をフォトジェニックなものとして感じているのかということは、非常に大きな課題ですが、おそらく検討していく必要があるだろうと思います。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

○加我委員

眺望景観では、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めというのが眺望景観の3つのタイプになるというのが、非常に分かりやすいと思っています。

見渡す、見通す、ランドマーク、これらに合わせたそれぞれの特徴を引き出すための今後の建築物等の誘導を始めとする景観施策では、1つは景観読本が中心になっていくと思いますが、見通す眺めであれば、今まで実績のある美観誘導で対応でき、その中での建築物や広告物のデザインの規制誘導といったことが有効になってくると思いますが、ランドマークへの眺め、さらに見渡す眺めでは、ランドマークを単体として保全し、その地や背景の見渡しはまちなみになりますので、そうしたときに建築確認での規制ではおそらく対応できなくて、用途地域の組み合わせなど土地利用計画にも大きく影響するため、どう

規制しまちづくりを進めるのかの対応が必要となる。広く生駒ということまでいくと、六甲山などで市の領域を超えたところにもなり、もしかしたら国土利用計画なのかもしれませんが、そのようなことまで見据えておかなければならないということで、改めて眺望景観というのは非常に重要なテーマだと感じたところです。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

今回、景観読本第Ⅰ章の充実ということもありまして、ベイエリアの視点場の考え方を示しておりますが、港湾局のほうでも何かご意見あればお願いいたします。

○美濃出港湾局営業推進室長

港湾局の営業推進室長の美濃出です。

今回、ベイエリアを先行的に色々検討していただきましてありがとうございます。

参考資料3の3ページにいろんな視点場を示していただいておりますが、おおむね今の臨海部ではこのような感じかと思っております。1点だけ抜けているのは、淀川沿いにヨットハーバーがあるので、ここも視点場としては良いと思います。また、夢洲がIRや万博により開発が進むと、舞洲の対岸に夢洲があり、逆に開発された夢洲の対岸に舞洲がある、そんな関係の場所になることから、今後の夢洲の開発をうまく誘導するためにも、2番の視点場が非常に重要になるかと思っております。2番の視点場は舞洲シーサイトプロムナードと言いますが、実は今般の台風21号の被害で壊滅的な状況となっており、現在は一部閉鎖せざるを得ない状態になっています。ただし、夢洲の開発のこともあるので、しっかりと復旧して、良い視点場として再開できるよう取り組んでいきたいと思っております。

その他、現在大阪港ではクルーズの拠点として取り組んでいく中で外航クルーズ船に多く誘致をかけており、海上の12番の視点場は、大阪港の玄関口にあたり、大阪に来たときに最初に見える景観が非常に重要であると思っております。その1つが、このコスモスクエアの海浜緑地であり、また時空館もある船長に聞くとあれが眺め的には良いという意見を聞いたことがありますので、こういう海上から見た視点についても、我々港湾局としても重要視していきたいと考えています。

○事務局（高橋）

少し補足しますと、今回参考資料3を先行して作成していただいておりますのは、冒頭申し上げましたように、11月23日の万博決定やIRの事業者募集に向けた様々な動きがあることから、本委員会で議論していただき、視点場や考え方をIRの事業者募集時の募集要項など

に盛り込み、大阪の新しい景観を作っていく土台となるよう、IR推進局のほうに提示したいと思っております。

特に、参考資料3の2ページ、3ページでは抜け落ちている視点場や考え方など、あればこの機会にご意見いただければと思っております。

○橋爪委員長

視点場とは何かということと、フォトジェニックとは何かということでご意見いただけたかと思えます。夜間景観も眺望景観の施策の方向性に関しまして4点ほど私の意見も少し述べさせていただきます。

1点目としましては、私は夜間景観及び眺望景観というのは名所を作ることには尽きると思っております。それは新しい夜景の名所あるいは新しい眺望の名所をつくることや、かつてあったものでもライティングすれば新しい夜景の名所になるかもしれないし、眺望景も既存のものから新しい眺望景が発見できるかもしれない。新しい夜景及び眺望景を我々はこれから作っていかなければならないと考えます。そのときに視点場という概念が重要なのですが、原案は主要な視点場ということで、点で示していますが、本来は線的な視点場というものが想定されるべきであり、特に川沿いやベイエリアなどでは、パリやロンドンでもそうであるが、川沿いが視点場と考えることもある。ただ、その中の主要な視点場として今回は点で示していると私は理解をしております。それと、名所づくりで言えば見る対象も名所ですが、その視点場も名所でなければならない。先ほど港湾局からありました舞洲緑地などは、ぜひもう一度新しい名所となる視点場にしていかなければならないと思えます。これが1点目です。

2点目としましては、現行使われない言葉をどう使っていくのかが今後の課題であると考えます。少なくともこれまで使われてこなかったが、世界で使われている言葉の1つがアイコンで、アイコン的な景観という言葉です。シンガポールのIRの場合は都市間競争の中でシンガポールにおいてアイコン的な景観をつくるということがIRの事業者に対して求められたことであります。このアイコンまたはアイコン的な景観、アイコン的な建物とは何かということをお我々は一応理解しなければならない。ロンドンでは古い建物も新しい建物も幾つか並べて、それだけでロンドンだとわかる景色がありました。まさに、一つ一つの建物がアイコンになっていて、それを並べると我々は町だということが理解できる。大阪市もこれまで市を代表する建築物、シルエットで大阪市の画像などでデザイン化されたものをつくってきましたが、それが時代とともに出入りがあって閉館した

某建物や昔はアイコンだったが今は外れていたりする。あるいは鶴見緑地の幾つか、風車などがアイコンだったが、また外れる。時代とともにアイコンというのは増えたり減ったりするものの、5つ、10と並べると、この町だということがわかるようなものがまさにアイコンだと、そういうアイコン的な建物を我々はこれまでもつくってきたし、これからもつくると考えられる。そういう概念をいかに景観の中でも語るのか、今のところシンガポールなどで書き方の事例はありますが、なかなか日本の各都市の景観に関する施策の中にアイコン的な建物を、アイコン的な景観をいかに誘導するのかという議論はなかなかできておらず、せいぜいランドマークやシンボリックというものの議論になっています。ちょっと新しい言葉の使い方について今後考えるべき点として申し上げます。

3つ目としましては、大規模な面的開発に関する配慮が非常に眺望景観及び夜間景観も重要であり、特に大阪城の背景のビル街がどうなるのかということを考えていく必要があります。特に東側ないしは南から見て大阪城の天守閣があって、その後ろのビル群も、今後、考えていくべきだと思います。逆に東側にビル群ができた場合に見返して大阪城天守を経て西の市街地がどう見えるかも当然あるのですが、今までは大阪城公園周辺のタワーマンションができるたびに大阪城が一望できるというのがうりになっていて、民間の事業者から見ると大阪城のビューというのは非常に重要な、視対象ではあるのですが、地上から見比べてどう考えていくのかということ、眺望、夜景ともに考えていくべきだと思っております。それは単に保存対象、保存すべきものだけということではなくて、新しいビル街と歴史的なアイコン的な建物がいかにともにあって魅力的であるのかという議論をしていくべきだと思っております。

最後にもう一点、技術的な部分が非常に夜景のほうは重要だと思っており、ほんの10年で照明の技術は様変わりをしているので、今回も指摘いただいておりますが、技術支援等と連携もありますが、将来的にわたって最新技術が絶えず出てくるので、それに対して我々は後追いになる部分もありますが、絶えず意識しながら景観行政を進めていくべきだということを申し上げたいと思います。

○橋爪委員長

まだご意見あるかと思いますが、先に進めさせていただければと思います。

では、議題（2）その他となっておりますが、各部会での検討審議状況等について説明をいただきたいと思っております。事務局よろしく願いいたします。

○事務局（松崎）

それでは、各部会の開催状況についてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

昨年3月に開催いたしました第54回の委員会以降に開催しました部会の開催状況を記載させていただいております。

まず、最初に都市景観資源検討部会から報告させていただきます。資源部会につきましては、9月10日に現地調査を実施しております。今回の調査は、昨年度の部会の審議の続きになりますが、既に登録している都市景観資源（東住吉区・西成区を除く352件）であります。これらのうち登録以降に外観等の変更があったものについて、現地にて変更内容等確認いただきました。昨年度の部会では9区・13件について、こちらは書面にて登録の継続、解除について審議いただきましたが、今回は大きな変更があったものということで、4区・8件の資源について現地調査しております。合わせて、景観重要建造物・樹木の指定の考え方や評価指標について事務局案をお示し、指定候補について、実際どういった視点で評価するのかといったことを現地にてチェックさせていただいております。

裏面であります。今後の予定を記載させていただいております。10月11日に資源部会を開催いたしまして、現地調査の結果を踏まえ、4区・8件の資源について登録を継続するか、また解除するかについて審査いただく予定になっております。合わせて、景観重要建造物・樹木の指定の考え方、評価の指標についてもご意見いただく予定となっております。

また、来年1月ごろを予定しておりますが、新規登録したいということで5区から依頼がありましたので、5区・8件の物件紹介、必須要件の確認を行っていく予定です。合わせて、景観重要建造物・樹木の指定候補の選定方針案についてご審議いただき、今年度末には部会案として指定方針を固めてまいりたいと考えております。

次に資料5をご覧ください。

今年の3月、4月に都市景観資源の申請といたしまして、登録・解除いたしました物件についてのリストとなっております。まず、東住吉区の都市景観資源ですが、昨年9月に委員会で、部会での審査結果をご承認いただきまして、そのあと登録候補28件ありましたが、それら所有者意向確認行いまして、最終26件を平成30年3月23日付で登録しております。

2ページ目以降、続いているカラー資料につきましては、登録後に本市ホームページに

掲載している物件概要となっております。

少しページ進んでいただいて、18ページに同様に西成区の登録資源についてもリストを載せさせていただいております。東住吉区と同様に手続を進めまして、登録候補28件ありましたが、所有者意向確認を行い、最終24件を同じ3月23日付で登録させていただいております。なお、千本松大橋と千本松渡船場につきましては、パンフレットの1番最後のところには載せさせていただいておりますが、平成24年3月30日に既に登録しているということで、18ページのリストには載っておりませんが、再掲という形で西成区の都市景観資源としても掲載させていただいております。

最後34ページですが、こちらが部会で継続、解除の審議いただいた結果、解除になった物件であります。平野区の教西寺ですが、既に登録した建物自体が取り壊されていたということで、滅失ということで解除をしております。こちらは今年の4月6日付で解除の手続をさせていただいております。都市景観資源検討部会については以上であります。

引き続きデザイン部会についてご報告させていただきます。

資料4に戻りますが、デザイン部会につきましては、5月22日に第3回部会、7月30日に第4回部会を開催させていただいております。大規模な面的整備の対象となる案件ということで、特定街区の案件について審査をしているほか、新たにメディアファサードへの対応について、方策検討を開始しております。その他、デジタルサイネージ等の取扱要綱が制定から3年経過したということもありまして、モデル実施に関する検証を行っております。裏面に今後の予定を掲載させていただいておりますが、デザイン部会については、案件があると、その都度開催ということもありますので、開催時期が早まる可能性もありますが、次回は年明け平成31年1月ごろを予定しております。また、大規模面的整備の対象となる案件や、引き続きデジタルサイネージのモデル検証、メディアファサードの対応について方策検討を行う予定にしております。3月の部会は毎年開催している部会になりますが、大阪駅前既に設置しておりますデジタルサイネージ、阪急とJRのサイネージですが、こちらの実績報告の審議がありますので、3月には部会を開催させていただこうと思っております。

次に、資料6をご覧くださいと思います。

こちらが景観読本に新たに項目を追加したいと考えている項目でありまして、大規模面的整備にかかる検討書の解説であります。2ページ以降に対象となる行為や手続フロー、検討書に記載する事項、視点場の考え方といったことを事業者向けに整理しております。

まず、2ページに大規模な面的整備検討書の提出が必要な事業としまして、対象行為を記載させていただいております。都市再生特別地区や特定街区といった形態制限等を緩和して計画される事業を対象にしております。検討書の提出時期につきましては、都市景観条例・規則の定めによりまして、都市計画法その他の法令で定められた手続き、協議のうち最初に行うものを開始するまでに行うということになっておりますので、3ページにフローを載せさせていただいておりますが、デザイン部会への意見聴取のタイミングなどをこちらに載せさせていただいております。検討書をまず出していただいた後、デザイン部会へ意見聴取させていただき、本市の見解として事業者とのやりとりをするという形になっております。

ページめくっていただきまして、4ページであります。検討書に記載する事項をまとめさせていただいております。地域の景観特性など、現状をおさえていただいた上で、新たな計画について景観形成の目標、方針を設定していただく内容としております。その際、計画地を見ることが出来る視点場として、近景・中景・遠景の3段階から視点場を設定し、交差点や駅、公園など不特定多数の人が利用する公共空間からの見え方について、周辺市街地との調和や、その影響緩和という観点から景観形成の方針を設定していただくということにしております。

5ページ、6ページにつきましては、近景・中景・遠景といったものがどういったものか、距離感や見え方を意識する上でどういったものが対象になるのかということを構成要素として示させていただいております。こちら議題1のときに資料3の説明がありました。が、委員会終了後に手続を得て、こちらホームページに載せていきたいと考えております。

最後に資料7をご覧ください。

メディアファサードへの対応について、部会での検討状況や今後検討をしていく項目について整理をした資料になっております。資料の左側上から2つ目ですが、この検討においてメディアファサードとは、建築物の表面にLEDなどの光源を設置し、色や明るさに変化をもたせることで動的な変化や映像をつくり出す照明演出のことをいい、建物の壁全体を媒体として活用することを意味する、ガラス等の内側に設置されるメディアを含むというふうに定義させていただいております。そのため、壁に直接映像を投影するプロジェクションマッピングや、広告を目的としたデジタルサイネージというのは、このメディアファサードの検討の対象外とするということで一旦整理をさせていただいております。イ

メージについては、その下にある他都市の事例を見ていただいたほうがわかると思いますが、例えば、銀座の事例ですが、こちらについてはガラスの内側から映像を照射して建物の壁を活用することで照明演出をしております。3枚写真を並べておりますが、1番右側については、企業のロゴが表示されていますが、ガラスの内側からロゴが表示されるということで、屋外広告物の規制の対象ではないということでした。

次に姫路のピオレの事例になりますが、こちらは外壁のパネルと組み合わせていますが、パネルの間にLEDの器具を設置して間接照明により演出している事例になっております。写真では、照明の色で演出をしている絵になっておりますが、実は文字の表示や京都駅のところでは雪が表示されていますが、そのような感じでテキストなども表示できる仕組みになっているということです。また、京都駅や虎ノ門ヒルズも同様にLEDの機器を使って照明の演出をしている事例になっております。

資料右側ですが、第4回部会では、実際、現地調査やメーカーヒアリングをした内容についてご報告させていただきました。大阪市内のメディアファサードの事例としましては、心齋橋のユニクロと天王寺のMIOの2つの事例を掲載させていただいております。ほかにも事例がないかメーカーにもヒアリングを行いました。先ほど本市で定義させていただいたファサード全体で動的な変化や映像による演出をしているような建築物というのは、市内ではこの2つの事例しかないということでした。あとMIOの右側に掲載している写真については、こちらメディアファサードではありませんが、夜間照明によるデザイン性の高いファサード演出をしている事例ということで載せさせていただいております。

次に、今後の動向についても各社聞いてみましたが、メディアファサードについては、10年前と比べると確実に受注が増えているということで、IRや万博に向けて技術開発を進めているということでしたので、今後増えていくことが予想されますが、非常に高価なものであるということで爆発的な増え方はしないだろうというふうにお聞きしております。また、一方で先ほどベネトン心齋橋ビルを見ていただきましたが、夜間照明によるデザイン性の高いファサード演出については、ここ最近、実際の景観協議でも数件上がってきているということもありまして、心齋橋界限を中心にブランド街が広がる場所では、今後ますます増えていく可能性が高いと想定しております。今後メディアファサードへの対応方策の検討を進めてまいります。メディアファサードについては、夜間照明（ファサード演出）の1つの手法であるということなので検討を進めてまいりたいと考えておりま

す。

次回以降は、他都市での取り組み事例やエリアマネジメント団体のニーズ調査も実施して、今後の方向性についてとりまとめ、来年度以降は、具体の施策検討を進めていく予定としております。

デザイン部会の報告については、以上であります。

景観形成推進方策検討部会についてですが、議題（１）で報告させていただいておりますので説明は省略させていただきます。

今回は10月24日に部会開催しまして、引き続き先行検討エリアでありますベイエリア以外の大阪城公園周辺エリア、中之島エリアの視点場の検討や施策に反映する手法等について方策検討を行っていきたいと思っております。

事務局からの説明は以上であります。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

各部会の検討審議状況に関して報告いただきました。部会長及び部会委員等から補足ありましたらお願いいたします。

都市景観資源検討部会、岡田部会長は本日ご欠席されておりますので、部会長職務代理者の橋寺委員お願いいたします。

○橋寺委員

特につけ加えることはありませんが、先日、実地調査に行きまして、10月にその審査を行うこととしております。3月に東住吉区と西成区の資源が出揃いまして、これで全区の景観資源の登録が終わったこととなり、今後はこれをどう活用していくのかが次の課題ではないかと思えます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

では、デザイン部会、嘉名部会長お願いいたします。

○嘉名委員

今、検討書の案を練っているところですが、具体的な案件と並行してというところがあり、その中で、特に視点場の設定の仕方、あるいはその視点が、近景なのか、中景なのか、遠景なのか、その際にどういうことに配慮すべきなのかということが非常に論点になることが多いということで、そのあたりを重点的に加えたものを案として作成している状

況であります。

また、メディアファサードについては、これは大阪だけではなくて各都市共通ですが、そもそも景観計画の届出の対象になってないということがあり、まずはどのように協議していくのかというようなことや、それから、そうは言いながら先行的にいろいろ取り組まれている自治体等がありますので、そのあたりの取り組みも勉強しながら進めているところであります。今年度については、まずは実態を把握するとともに、関連の他都市の制度の状況等を勉強して次年度具体的な方向としてまとめていきたいと考えています。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では、他の委員の先生方ご意見ありましたらお願いいたします。

○阿部委員

確認ですが、大規模面的整備に関しては、新しくできるものが、新たな大阪のランドマークになる可能性もあります。そういう発想から面的整備をうまく誘導していくという考え方と、逆にそこに大規模な構造物ができることによって既存のランドマークの見え方が変わってしまうという可能性もあります。そうすると、既存のランドマークも見え方を優先する形で新しい建築物を規制していくという、おそらく両方の発想をそれぞれ持ちつつうまくやっていくことが必要になると思いますが、先ほどの説明であれば、新しくできるものをランドマーク的になり得るような方向でというのはイメージできるのですが、既存のランドマークを守っていくのも当然入っていくのではないかと思うのですが、考え方を伺いたい。

○事務局（松崎）

当然、既存のランドマークを阻害しないということを確認しなければならないので、大規模面的整備を検討するときは、その計画地から近景、中景だけでなく遠景の視点場を幾つか設定いただき、どの場所からどのように見えるかというのを検討していただいた上で、周辺の容積率よりも大きくなっているような建築物が出てきますので、その大きな建築物が阻害となっていないかというのを1件1件確認しているところでもあります。議題（1）で新たな視点場、視対象というのを景観読本に載せていくというご説明しましたが、今回はベイエリアのみを示しておりますが市域全域でこういう設定が進めば、大規模面的整備の検討のときに配慮しなければいけない資源や、どの視点場からの見え方を意識して周辺に影響がないか、影響をどう押さえていくかというところと、自らがランドマー

クになるというところと両方の検討をしていただけるといふふうに考えております。

○松岡委員

資源検討部会ですが、今回、登録変更物件の見学に行きましたが、古い物も多いためメンテナンスを行い改修することはあたり前のことで、それらが今後増えていく可能性もあります。個体として資源になっている場合や、群として何かとセットで景観を作っているものもありますし、広域なエリアでは大阪城全体としたところもありますし、そういった幾つかパターンがあると思います。その中で、例えば群の中の1つが無くなることによって、それを登録解除するかどうかという検討は、現地調査して非常に重要だったということを確認すべきなのか、もう少し簡単にそのようなものをパターン化し、現地調査するものとししないものの目安をつくらなければ今後大変なことになると思いました。

それと、今回現地調査して非常に良かったのは、類似する材料を使い、非常に美しくメンテナンスされている物件もありましたので、そういったものはまさしく景観資源になっており全く問題もなかったと思います。それを受けてホームページに掲載している写真を変えるかとか、そういうメンテナンスがされたという紹介文を変えるかどうかということについても、私は古い写真のままでいい気もしていますし、それはケースバイケースと考えます。それから、少し改修が遅れていてネットが張られている物件があったのですが、そういった場合に時期を見極めなければならない。今後、そういう場合はネットが張られた写真に変えるのはおかしくて、やはり、そういう景観資源として指定することによって、皆さんがそれを大事に守り、改修やいいメンテナンスをしてもらうということが意図でもありますので、それを促すような対応をしていけたらと思っております。

○橋爪委員長

他いかがでしょうか。

○加我委員

この大規模面的整備検討書の手続きの流れについて、この検討書を事業の中でどの段階で出してもらうように設定するのは非常に難しいと思います。面的な開発なので、5ページにありますように、近景、中景、遠景の3つのスケールからのチェックが必要となり、そうした場合に中景から遠景というところで行きますと、細かなリテールは余り関係なく、建築物の敷地の中でのレイアウトというのが気になります。スタイルフォームのモデル模型だけでの検討ができるという段階もありますが、そこからファサードのデザイン、最終的に緑化を検討して近景でのデザインのチェックとなろうかと思えます。環境アセス

の中でも迷うところでもありますが、今後、この大規模面的整備検討書の提出の段階は検討しておかなければならないと思います。

○事務局（松崎）

検討書の作成段階では、詳細設計が固まっていないので、おそらく視点場から見たときのボリュームがどうなっているか、また敷地の中での建物の配置や空地のとり方、外構計画をどうしていくか、そういったことも最初に検討していただいております。その場合4ページに記載させていただいていますが、地域の現況分析で周辺の敷地にどういった資源があるのか、また周辺の空地状況がどうなっているか、緑の状況がどうなっているか、といった調査をしていただいたうえで、当該計画地における景観の方向性や方針を立て検討していただくことになっております。検討書を提出していただいた物件については、それで手続きが終わりではなく、必ず最後に景観計画の届出が必要になりますので、その際に自らが立てた方針や目標をしっかりと守っているかというのは確実にチェックして進めております。

○橋爪委員長

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、各部会引き続き審議を進めていただければと思います。

では、本日予定しておりました議事は以上となります。進行を事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（松崎）

本日は貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして、第55回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
